

死亡労働災害速報（令和4年9月）②

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

擁壁上部で作業中墜落、死亡			
発生年月	令和4年9月16日（金） 午後4時頃		
業種	土木工事業	事業場規模	不明
事故の型	墜落・転落	起因物	仮設部・構築物
発生状況	<p>丸森町内の道路災害復旧工事現場で、高さ約2.5mの擁壁の下で、70歳代男性が頭から血を流して倒れているところを発見された。</p> <p>作業中、擁壁上部から墜落したものと推測される。病院に運ばれたが、同日午後8時頃死亡した。</p>		
類似災害防止対策	<p>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。〕 （本件事故原因を示したものではありません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 高さ2メートル以上で作業させる場合は、作業床の端に、手すり等墜落防止措置を設置すること。 手すりを設けることが困難、または臨時に外す場合は、親綱を張り、墜落制止用器具（安全帯）を使用させること。 墜落の危険のある箇所では、安全な通路、昇降路の確保を徹底すること。 作業主任者・指揮者等は保護帽、安全帯の適切な使用状況を監視すること。特に単独作業になるときは、随時作業状況を確認すること。 高所作業について、関係労働者に対し、危険性及び作業手順等当該作業に関する必要な事項の教育を実施すること。 当日の作業を開始する前に、ミーティング・KYT等を行い、作業内容・安全作業の確認を行うこと。 工事内容、現場の地形等作業環境を踏まえ、リスクアセスメントを実施し、危険の洗い出しと低減措置を作業計画に盛り込むこと。 加齢に伴い、一般に、バランス能力、俊敏性、視認性の低下等がみられ、転倒・墜落災害に遭いやすくなる傾向があることを踏まえ、設備の改善、作業負荷の軽減、高年齢労働者への安全教育等エイジフレンドリー・ガイドラインに配慮すること。 		
備考	エイジフレンドリー・ガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン：令和2年3月 厚生労働省）		